

議案審議等のあり方について(案)

1. 現状の議案審議等

①専決処分報告(議案資料あり)

(例:損害賠償額の決定に関する相手方 など)

	議員	傍聴者	ホームページ
議案・資料	公開	公開	個人情報(住所・氏名)は削除
発言	公開	公開	会議録から個人情報(住所・氏名)を削除
動画(映像)	公開	公開	公開

②行政報告等(議案資料無し)

(例:訴状の受理などに関する原告 など)

	議員	傍聴者	ホームページ
議案・資料	(無し)	(無し)	(無し)
発言	公開	公開	会議録で公開
動画(映像)	公開	公開	公開

[これまでの経緯]

- 議場内で議論される事件は、『地方自治法の公開の原則』、『住民の知る権利』の観点からも、積極的に情報公開をしてきたことから、議場内での発言は、基本的に公開してきたもの。
- ただし、個人情報保護条例が施行されてからは、公開される議案資料(専決処分等)については、個人が特定される情報(住所・氏名)は削除している。
- 議案資料で個人が特定される情報(住所・氏名)が削除している案件は、発言(報告等)の中で当該情報が発された場合でも、公開用会議録からは当該情報を削除している。

(参考法令等 抜粋)

○地方自治法

第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。

○芽室町自治基本条例

(町政運営の基本原則)

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

- (1) 町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことによって、透明な町政を築き、かつ町民参加を効果的に推進するための条件を整えます(情報の公開と共有)。

(町民の知る権利)

第4条 町民は、町政に関する情報について知る権利があります。

2 町政に関する情報は、町民と町の共有財産です。

3 町政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

○芽室町議会基本条例

(前文)

また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 芽室町議会委員会条例(昭和62年条例第2号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」といいます。)は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会(以下「議会の諸会議」といいます。)の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

○芽室町議会広報編集発行要領

第1条 議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の一般質問や議案審議の状況、委員会の開催状況などを住民に正しく周知し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会広報の発行」の推進を目的とする。

(編集方針)

第4条 芽室町議会広報の編集方針は次のとおりとする。

(1) 十分な議事を公開する広報

徹底した情報公開

○芽室町議会インターネット中継・録画要領

第1条 議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の本会議や委員会の開催状況などを住民に正しく周知し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会活動」の推進を目的とする。

2. 今後の議案審議等

●基本的に個人情報保護条例の規定に則り取り扱う

○芽室町個人情報保護条例

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が芽室町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。

除外規定

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

○条例第8号 除外規定の対象となるもの

→個人を特定し得る情報の発言・公開を制限しない

○条例第8号 除外規定の対象とならないもの(例)

①専決処分報告(議案資料あり)

(例:損害賠償額の決定に関する相手方 など)

	議員	傍聴者	ホームページ
議案・資料	公開	個人情報(住所・氏名)は削除	
発言	個人情報(住所・氏名)を発言しない		発言のまま会議録公開
動画(映像)	個人情報(住所・氏名)を発言しない		発言のまま公開

②行政報告等(議案資料あり)

(例:訴状の受理などに関する原告 など)

	議員	傍聴者	ホームページ
議案・資料	参考配布	無し	
発言	個人情報(住所・氏名)を発言しない		発言のまま会議録公開
動画(映像)	個人情報(住所・氏名)を発言しない		発言のまま公開